

消費税率の引き上げに伴い

# 公共施設などの使用料等が変わります

令和元年10月1日に消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、10月1日以降の公共施設の使用料、上下水道料金などに、消費税引き上げ相当額を上乗せします。

町は、消費税の導入以降、消費税の課税対象となる使用料および手数料等に消費税相当分を含む扱いとしてきました。今回も同様に消費税率の引き上げ分を上乗せするものです。

詳細は町ホームページをご覧ください。

対象となる使用料等	問い合わせ先	対象となる使用料等	問い合わせ先
<b>教育施設使用料</b> 小・中学校（教育委員会）、中央生涯教育センター（中央公民館）、地区生涯教育センター（地区公民館）の使用料	教育委員会 (☎ 42-2111)	白糸まちなみ交流館使用料	教育委員会 (☎ 42-2111)
<b>教育施設設備使用料</b> 照明設備・音響設備・農産加工設備など各地区生涯教育センター設備使用料	中央生涯教育センター (☎ 44-3123)	千田正記念館使用料	
<b>体育館使用料</b> 文化体育館や地区体育館の使用料	中央生涯教育センター (☎ 44-3123)	軍馬の郷原資料館使用料	中央生涯教育センター (☎ 44-3123)
<b>町民運動場使用料</b>		<b>都市公園有料公園施設使用料</b> 森山総合公園の生涯スポーツセンター、野球場、陸上競技場、テニスコート、パークゴルフ場の使用料	
<b>永岡地区農業研修センター使用料</b> 永岡地区農業研修センター（永岡地区生涯教育センター内の研修室、会議室、調理実習室）の使用料	中央生涯教育センター (☎ 44-3123)	<b>都市公園使用料</b> 荒巻公園、荒巻児童公園、諏訪公園、城内児童公園、北江甫児童公園、東町児童公園、森山総合公園（露店の出店の場合等を含む、中央生涯教育センター）等の使用料	建設課 (☎ 42-2111)
<b>農業集落多目的共同利用施設使用料</b> 農村集落多目的共同利用施設（西部地区生涯教育センター内の多目的室、会議室、農事研修室、調理実習室）の使用料		<b>町民いこいの広場使用料</b>	中央生涯教育センター (☎ 44-3123)
<b>和光ドーム使用料</b>	保健福祉センター (☎ 44-4560)	<b>農村公園使用料</b> 高谷野原農村公園、永沢農村公園、北方農村公園、北方農村交流施設、三ヶ尻農村公園、赤石堤親水公園の使用料	建設課 (☎ 42-2111)
<b>町民菜園パーク使用料</b>	農林課 (☎ 42-2111)	<b>千貫石森林公園使用料</b> キャンプ場、バンガロー、ふれあい広場等の使用料	
<b>金ヶ崎駅東西交流施設使用料</b> 金ヶ崎駅前イベント広場や交流ホール等の使用料	商工観光課 (☎ 42-2111)	<b>町営住宅駐車場使用料</b>	保健福祉センター (☎ 44-4560)
<b>消防センター使用料</b> 長志田、街、二の町、上の町、下永沢、遠谷中、三ヶ尻の各消防センターの使用料	生活環境課 (☎ 42-2111)	<b>道路占用料</b>	
<b>子育て支援センター使用料</b>	子育て支援課 (☎ 44-4611)	<b>国民健康保険診療施設使用料および手数料</b> 金ヶ崎診療所の使用料（予防接種や健康診断など）や手数料（健康診断書の作成など）	保健福祉センター (☎ 44-4560)
<b>生きがい交流センター使用料</b>	保健福祉センター (☎ 44-4560)	<b>訪問介護ステーション事業利用料</b> 平常の勤務時間を超えた時間の利用の料金や、平常勤務時間内で2時間を超える利用料30分ごとの加算料金	
<b>金ヶ崎要害歴史館使用料</b>	教育委員会 (☎ 42-2111)	<b>介護予防施設西光荘使用料</b>	水処理センター (☎ 44-2136)
<b>城内諏訪小路伝統的建造物群保存地区区待住宅使用料</b> 片平丁・旧大沼家待住宅、旧坂本家待住宅、土合丁・旧大沼家待住宅の使用料		<b>水道料金等</b> 公共下水道・農業集落排水・浄化槽使用料	

# 保育料無償化へ

令和元年10月1日から3歳以上の子どもの保育料等が無償化になります！！  
0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象です！  
子育て支援課 ☎ 44-4611



## ▶主な施設・事業の無償化内容は？

対象施設・事業	対象者	無償化内容
幼稚園（町立幼稚園） 認定こども園（教育）	満3歳から 小学校入学前児童	<b>保育料無償化</b> 月額 25,700 円を上限に無償化 (利用料が 25,700 円より高い場合、差額は保護者負担となります。)
幼稚園（新制度未移行）		
認可保育所 認定こども園（保育） 地域型保育所（※）	満3歳になった後の 4月1日（3歳児）から 小学校入学前児童	<b>保育料無償化</b> 月額 37,000 円を上限に無償化 (利用料が 37,000 円より高い場合、差額は保護者負担となります。)
企業主導型保育所 認可外保育所 一時預り保育事業 ファミリー・サポート・センター事業		<b>日額 450 円、月額 11,300 円を上限に無償化</b> (無償化の対象は「保育の必要性の認定」を受けた人。無償化の上限を考慮し、町立幼稚園の預かり保育料を検討しています。)
幼稚園預り保育事業		

(※) 地域型保育所とは、小規模保育所、家庭的保育所、事業所内保育所です。

## ▶無償化の対象となるためには？

■幼稚園（町立幼稚園）、認可保育所、認定こども園、地域型保育所を利用している人

→手続きは必要ありません。町から保育料が無償になる旨を通知します。

■幼稚園（新制度未移行）、企業主導型保育所、認可外保育所、一時預り保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用している人（予定も含む）

→無償化には「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。利用前に子育て支援課までご連絡ください。

■幼稚園預り保育事業を利用している人（予定も含む）

→無償化には「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。町立幼稚園に園児においては、後日「保育の必要性の認定」に係る申請書をお送りします。

※詳細については、町ホームページをご覧ください。

## ▶副食費の支払方法が変わります！

これまで、3歳児以上の児童の給食費は、主食費（ごはん）と副食費（おかず・おやつ）に分かれており、主食費は実費徴収（持ち込み）、副食費は保育料に含まれていました。10月1日からは、主食費の取扱いはそのまま、副食費は在園施設から請求を受け支払うこととなります。

副食費の金額については、各園において設定することになっています。ただし、第3子および年収360万円未満相当の世帯は、副食費が免除されます。免除対象者には、8月以降に通知しますのでご確認ください。  
※第3子の数え方は、小学校入学前のお子さんから数え3番目のお子さんです。

